



平成26年12月20日

「被扶養配偶者非該当届」について

平成25年6月に第3号被保険者の記録不整合問題に対応するための法律が公布され、平成26年12月から第3号被保険者が以下の(1)または(2)に該当した場合、被扶養配偶者でなくなったことを事業主等を経由して届け出ることになりました。

- (1)第3号被保険者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れた場合
- (2)離婚した場合

※ただし、**全国健康保険協会管掌の健康保険の適用事業所に使用される第2号被保険者の被扶養配偶者であった方についての届出は不要です。**

また、配偶者である第2号被保険者が退職等により第2号被保険者でなくなった場合及び第3号被保険者が被用者年金制度に加入したことにより第3号被保険者でなくなった場合も届出は不要です。
なお、死亡の場合、届出は別途必要です。

★ 第3号被保険者の記録不整合問題とは

被扶養配偶者(第3号被保険者)が、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなり、年金記録の不整合が生じます。

不整合期間は種別変更の手続きを行うことで第1号被保険者期間となり、保険料の支払いが必要となります。

保険料の支払いがないと未納期間となり、将来、無年金や低年金につながる可能性があります。

- ★ **運用開始日は** 平成26年12月1日(月)から
電子媒体、電子申請の場合は、平成27年1月5日(月)から

「被保険者証の記載事項」の変更

平成27年1月26日以降に協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項が変更されます。

現行被保険者証

新被保険者証

★ 発行済の被保険者証は？

発行済の被保険者証は従来どおり使用できます。
すでに発行されている被保険者証の更新(差し替え)はありません

★ 二次元コードとは？

被保険者証に記載されている情報をコード化しています。
協会けんぽから被保険者証を発送する際のチェックと、返却後の回収登録に使用します。
加入者の皆さまのご利用に影響はありません。
なお、被保険者証右端の二次元コード部分は、返却後の回収登録に使用しますので、切ったり、汚したりしないでください。